

第2回 発電水利に係る不適切事案レビュー委員会

議事要旨

日 時：平成19年12月4日（火）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室6

【水力発電をめぐる不適切事案の再発防止策と発電水利のあり方について】

＜ダム・発電関係市町村全国協議会＞

- 地元自治体では、日本の産業振興にとってダムや水力発電は非常に重要なものとの認識に立って、建設に協力してきた。その中で、今回の不適切事案が地元無視の下で行われてきたことに、地元自治体は衝撃を受け、電力事業に対する不信感が満ち溢れている。
- 地元自治体と事業者との関係は、昔は、ダムや発電所を誘致して、地元住民がそこへ勤めたり、地域振興という期待があったが、今は、発電所の無人化合理化によって、地域の人たちの就労の場でなくなり、住民税は払われない、発電所は償却資産がどんどん減額していく等、プラスの関係ではなく、マイナスの関係へ変わってきている。
- 当町にある発電所の水利権については、2件が懸案であるが、1件は2年間、他の1件は3年間、許可期限を過ぎている。先程述べたことに加え、今回の不適切事例もあったため、その更新の協議には、まだまだ時間が掛かる状況にある。
- 発電水利権の許可期間30年を、せめて10年にしていただきたい。当町では、許可更新までの30年間、水無川で耐えてきたわけであるが、昭和63年の維持流量放流が制度化されたことに伴い、電力側へ「せめて一滴の水でもいいから川に流して欲しい」という訴えを起こしてきたが、発電側は「水利権の更新までは自分たちの権利だ」と言わんばかりに延ばしに延ばして維持流量の対応をしてくれなかった。時代の変化は急速であるにも関わらず、一度更新をしてしまえば30年間その話し合いの場につけない。30年というスパンを想像して頂きたい。今日更新して、30年後となると、更新に関わった私どもは存在していない中で、更新した結果の許可というもののだけが生きることになる。そのような仕組みはいかなるものかと強く思う。これは、反対のための10年間ではなく、10年一節位の関係の中で、企業と地元が紳士的な話し合いを進めることが協調できる姿ではないか。
- 全国の過疎地で「発電所のある地域は滅びる」という仮説が実証されつつあることを懸念し、当町等5町村で構成する振興協議会では、電源の開発が流域にどういう影響を与えたかということ、大学の先生方の力をお借りしながら、検証しようとしている。発電所立地そのものが地域に与えた開発効果がある一方で、産業基盤である農業用水や人材というものを失ったことが、次第にボディーブローのように効いてきているのではないかという懸念を、私どもは持っている。
- 初期投資時点での水力発電所の構築物全体としての法定耐用年数は57年とあ

るが、果たして本当にそうなのか。地震の際に聞いてみると、100 年でも 200 年でも大丈夫だと言われた。また、改修に金がかかるので大変と言われたが、それも明らかにされていない。また、当町内の発電所は既に 50 年経っているが、その 50 年間で「損しているのか得しているのか」「儲かっているのか」「国民のためになっているのか」必ずしも明らかにされておらず、肝心のところが見えない。

- 今回の不適切事案発生要因の一つとして、水利権の更新に地域の人々が関わっていないことが挙げられるのではないかと。更新について地域が反対するわけではないので、水利権の更新を 10 年程度に縮めて頂きたい。この水利権が地域にとってどういうものなのか、何も明らかにされないのはいかがなものか。こうした点について、何らかの形で当該地方公共団体が意見を述べる機会を作るべき。最近では安全基準が高くなってきており、地域もこの問題に関与しないのは、不自然と考える。
- 地域振興との関わりであるが、流水占用料について、周辺地域の影響緩和に使えるようにすべきであり、何故、県の一般財源となっているのか。また、水源地域対策特別措置法も立地時だけでなく、継続的な支援をお願いできないか。さらに、河川環境について、河川の途中に親水空間を入れるという作り方をすべきではないか。
- 当町内の発電所のダム堆砂に関して、今年は渇水がひどかったため、ガスが発生したり、魚族が生息できず、景観上も見苦しい状況になった。また、平成 17 年の豪雨では周辺国道の根固が洗掘され、県で災害復旧を行った。今後、ダムの電力事業者に対し、「維持管理をしっかりともらわないと困る」ということを話しに行こうと思っている。そういう意味でも、水利権の期間については、十分に地元自治体に関与できるようにすべきではないか。そういう理念を関係者が共通して持つべきだと考えている。

<電気事業連合会>

- 一連の不適切事象については、地元の皆様方をはじめとして、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。
- 平成 18 年 11 月、「発電設備に係る総点検」の指示をいただき、対象法令、調査範囲、調査年限等の限定なく、7 万人以上のヒアリング、資料の徹底調査に取り組み、会社によっては、相当厳しい社内処分も行った。
- 「ルールの適正化・明確化」については、社内規定、マニュアル類等を充実させるよう努め、また、何か現場で気が付いたところを気楽に相談できる「言い出す仕組み」を工夫して確立する。さらに「教育の徹底」に努める。
- 「行動指針の見直し」について、「トップ自らメッセージを発信する」こと等を明確化し、「部門間の人事交流」、「トップと現場との対話」、「組織内での縦・横・斜めのコミュニケーション」に努める。また、トップが先頭に立ち、「社内体制」、「組織風土の改善」、「社員一人一人の意識改革」に真摯に取り組む。
- 水力発電開始は明治 20 年代（100 年以上前）で、戦前に造ったものが全体の約 6 割。現在、電力事業者 9 社と電源開発で 1,200 の発電所、発電電力量は約 800 億 kWh、全電力需要の約 1 割を占める。
- 水力発電は、今日においても非常に重要な位置付けを占めており、資源に恵ま

れない日本にとっての貴重な国産の再生可能なエネルギーであり、今年 3 月に閣議決定した「エネルギー基本計画」で、水力は積極的に推進していくというところが明確に謳われている。年間の水力発電量を、化石燃料で発電すると 3,000 万 t 位 CO2 が増える。日本全体での CO2 排出量が年間 13 億 t 位なので、その「2%強」削減している事になる。また、水力発電は、止まっている状態からフル出力まで数分で立ち上げることができるという特性があり、緊急時の対応や電力需要に合わせた調整に優れており、「高い品質の電気を停電せずにお送りする」という電力会社の基本的責務を果たす上で不可欠の電源と言える。

- 初期投資時点での水力発電所の法定耐用年数は 57 年である。初期投資には、標準的な 1 万 5 千 kW 位の水力発電所で大体 100 億円位掛かる。kW 単価に直すと、原子力の 2 倍以上。水車発電機、その他機械装置の耐用年数は 22 年位であるが、これらは順次交換していくので、それに対しても多大なコストが掛かる。投資回収期間については、大体 30 年から 60 年、平均して 40 年前後として、事業計画を立てている。
- 全国的に水力の開発地点は限られており、残っているのは奥地や小さいところであるため、kW 単価や保守管理費用が高くなる。我々民間会社が、国策に協力しながら事業を継続していくためには、安定した水量の確保が大前提であり、その前提が崩れた場合、このような事業計画が破綻してしまう、ということは申し上げておきたい。
- 私どもとしては、これまで魚道、濁水に対する表面取水、あるいは、昭和 63 年の発電ガイドラインに基づいて、国交省の指導のもと、既設ダム等においても維持流量の放流を実施しており、発電ガイドラインに伴い、発電所数で 86%、距離で 81%について、清流回復している。発電ガイドラインが定められて 20 年経過しており、今後 10 年でガイドラインに関しては、ほぼクリアできると考えている。
- 現行の許可期間が原則 30 年とされてきた理由については、前回事務局から説明のあったところであるが、「①水力発電は、電力の安定確保というエネルギー政策の一翼を担うこと」については、先程述べたとおり。「②ダム建設等の多額の設備投資を伴うものであること」についても、そのとおり。「③発電用水は、水の位置エネルギーを利用するものであり、水そのものは消費しないという性質を有すること」については、水の位置エネルギーを利用し、水そのものは消費せず、使用後は河川へ返す、ということを述べている。「④発電用水は、他目的の水利使用と比べ、人口変動、社会経済の変化等に伴う水利権の遊休化の可能性が小さいこと」については、水力発電は長期的に使うことが事業計画の大前提であり、遊休化することはほとんどない。
- いわゆる「100 年ルール」については、公益上の観点から関係者が議論を数年間重ねた結果、平成 14 年に定められたものであり、今もその状況は何ら変わっておらず、今後もそのルールを活かしていただければと考えている。
- 発電所やダムの設置にあたっては、地元の皆様方と十分協議を行っている。発電所等設置後の運用についても、水利権更新時に関わらず、補修工事の機会等に、流域の地元の方々と協議をしている。地元に対しては、地元のイベントや会議等への参加、発電所の建設時に造った工事用の道路やダムの上の通路を橋代わりに地元に使っていただくこと、発電所の PR 館等を造ることで観光に寄与する等、地元との共生を図っている。ただ、先程、ご指摘があったように、100

点満点とは言えない部分があるかと思うが、地元あつての電力会社であり、地域の皆様方のご理解とご協力の上に立って、事業とのバランスを考えながら今後ともやっていきたい。

<事務局>

－事務局資料説明（資料掲載）－

<経済産業省資源エネルギー庁>

- 水力発電に関して、「エネルギー政策基本法第 12 条に基づくエネルギー基本計画」では「河川環境等の地域環境への影響に配慮しつつ、中小水力発電の開発・導入を促進する」ということになっており、エネルギー政策上の重要性は現在も変わっていない。
- 水力発電の場合は使用水量に応じて発電電力量が決まるため、安定的な使用水量の確保は電力安定確保の観点から、重要だと認識している。水力発電は、投資コスト、発電電力量に応じて、回収していくものであり、使用水量に応じて発電電力量が決まるため、投資コストに見合った長期間の安定的な使用水量の確保は、水力発電の開発を行う上での必要条件である。
- 昨今の水力発電開発は、奥地化、小規模化し、開発リスクは一層高いものになっているため、水利権の許可期間を短縮することは、投資コストを回収する見込みを厳しくさせ、水力発電の開発を阻害すると思われる。

【自由討論】

<委員>

- 国交省の方から前回の補足で説明された内容と電事連の方から説明された内容について、お聞きしたい。
- ・ エネルギーや地球温暖化といった問題は重要であるということを認識しているとの説明であったが、資料自体には「エネルギー政策上の重要性」についての記載がないのは不十分ではないか。
- ・ 火力・原子力発電の運転に必要な冷却水等の水利使用については、海水を使っているケースが多く、河川水を使っているケースがあるのか。
- ・ 水力発電所での水使用と火力・原子力発電所で冷却水の使用は性格が異なり、同列での議論は疑問。この点についてどのようにお考えか。
- ・ 事務局資料 P6 の「今般、遊休化事例を含め、多数の不適切事案が明らかになった」との記載だと、遊休化事例が多数発生しているイメージを受けるが、発電水利使用の遊休化については、多くの事案があったのか。多大な投資に対ししっかりと稼働させ回収を図るというのが自然であり、遊休化は発生し難いのではないか。
- ・ 流水占用料について、電力会社は徴収されている立場であるので、詳しく説明を伺いたい。
- ・ 随分長い時間を掛けて、5 年前の平成 14 年に、100 年ルールが策定されたとのこ

とであるが、今、更新期間を変えようとしているのは、5 年前と比べ、どういう事情が変わったことによるのか、説明願いたい。

- ・ 国交省は、発電施設については、耐用年数の観点からは他の施設と余り変わらないというイメージを出そうとしているようだが、電事連、エネ庁からの説明のように、物理的な耐用年数というよりも、投資・回収をどのような期間で行っているかということが大きく効いていると思う。これについてご説明頂きたい。
- ・ 平均最大使用水量に関して、昭和 63 年までは増え続け、平成に入ってから 20 年位の時間では水量が減少している。これは、ミニ水力の開発が増えれば当然件数は多くとも水量としては小さいというのは、ごく当たり前のこと。ミニ水力は規模の経済性が働かないので、回収がどのような状況なのかご説明願いたい。
- ・ 初期投資の数字は説明があったが、発電コストの形で他の発電と比較して考えるとわかりやすいので、情報があれば説明してほしい。また、投資の回収年数は 30 年から 60 年という話が出ていたが、この点についても確認させていただきたい。
- ・ 水力発電の遊休化は普通発生しないと思っているので、遊休化の事例はどのようなものか、また、廃生発電所が遊休事例とのことだが、他にどのような事例があるのか、説明してほしい。
- ・ 重大な違反があった 15 事案以外の内容の態様について、どのように理解し、受け止めているのか説明頂きたい。

<事務局>

- エネルギー政策上の重要性については、他の水利目的とあわせ、「いずれも公益性を有するもの」と記載させて頂いた、というところに思いをつめたつもりである。水力発電は重要性については十分認識しており、これまでも必要・適正なものについては許可・更新をし、これからもこの姿勢は変わるものではないということをご理解賜りたいと思う。
- 火力・原子力の事例についても、電力の安定確保ということで重要であり、このための河川水の使用について、我々の調べたところでは、大半は海水を使用しているものと思われるが、河川水を使用している事例が 10 件程度あった。また、これらの水利使用が電力供給に不可欠という観点からは、電力供給という面からも同じ目で見ることでもあるのではないかと考える。すなわち、許可期間についても、電力の供給は大事であり、その際に許可期限が 10 年というものは十分にありうるのではないかと考える。
- 設備投資について、各事業の詳細につき詳細に承知している訳ではないが、県の公営企業への貸付条件の例では、上水道、工業用水道、水力発電のいずれも一定の料金を徴収して、返却していくということであろうと思われる。水力発電については、詳細を承知していないが、上水道、工業用水道については、公共事業という扱いもあり、一定の補助金等が入ってくることもあろうかと考える。
- 平均最大使用水量について、小規模化—ミニ水力が多くなっていることについては承知しており、手続きの簡素化等によりできる限り推進の方向で取り組んでいるところ。
- 今回、個別処分を行ったものの中で遊休化しているものは廃生発電所。これは管路の内壁を太くしたにも関わらず、施設能力を超える許可量分を保持していたもの。また、別案件であるが、管路の中途から分水し別目的に使用しながらも、

これを含めて取水量報告されていたという事例があった。これについても発電自体には使用しておらず、正に遊休化ということで必要な補正等をしている事例もある。いずれにせよ、遊休化は排除すべき不適切な水利使用の典型例であり、これを含めて、多数の不適切事案が判明したということである。

- 100 年ルールは、平成 14 年に色々な議論を経て作成したものだが、地元において個別に期間短縮要望に対応しているものもあり、課題があることは事実。その後、さらに不適切事案が判明し、水利使用の適正をどう確保していくかという観点から取り組んでいく必要があり、また、利水者にも水利使用に関する面からも説明責任に対して積極的に取り組んでいただくということと考えている。

- 流水占用料については、現行の河川法の規定に基づき、河川の流水の利用の許可を得たものが、公法上の負担として納めていただくもの。法律の規定では河川管理者にかかわらず当該都道府県の収入になるということ。

先程、発電関係市町村の立場でお話があったのは「市町村の側でも色々な河川に関わる仕事があるのだし、それに対する財源として確保されるべきではないか」というご提案だと思う。お気持ちは良く理解するが、現在の法律ができた趣旨からすると、旧河川法の時代には河川の管理は地方行政庁、戦前の官選であった知事がやっていたこともあり、その管理に必要な経費に充てる財源として、この流水占用料というものが与えられていた。

都道府県にとっては大きな財源であったということもあって、そんな歴史にも配慮されながら今のような仕組みになっている。

現在の制度においては、一級河川のうち指定区間については都道府県知事が仕事をし、国直轄の区間については国が仕事をしているので、国直轄区間に係る流水占用料については国がもらうというような仕組みも考えられないことではないが、国はその部分を都道府県に譲って都道府県の収入になっているということ。

では、「市町村への手当はどうか」という点については、準用河川の区間は、その流水占用料は市町村の収入という仕組みがある。従って河川法の世界では一通りの理屈の整理ができていると思う。

視野を拡げて制度論の話になると、「市町村の収入となっている固定資産税はどう考えるのか」あるいは「地元へ交付される発電関係の施設の交付金はどう考えるのか」といったものを含めて、総合的に考える必要があると思う。また、個々の都道府県毎の問題で考えるのであったら、知事と市町村長の間で、「都道府県の収入とされている流水占用料を、どんな風に割り振りするのか」というような問題となる。

現行の仕組みとしては、河川法の中で一定の理屈は立っていると思うが、地方の中でのやり繰りの問題という面もある。よくご議論いただきたい。

- もう一つ指摘のあった「100 年ルールをどう考えるか」ということについては、確かに 5 年前にできたものであり、長い期間を対象としていることから、朝令暮改的な見直しというものはどうか、ということはお指摘のとおりとも思う。しかしながら、例えば小泉元総理の登場した 5 年前と比較すると、大きな制度改革が行われ、世の中大きく変わってきたことはご存じの通り。

いつから適用するかという経過措置の議論は必要だが、「5 年前に決めたルールだから見直しの必要はない」という風には考えてはいない。

むしろ、率直に言って、事務局の問題意識としてご議論いただきたいのは、今、

基本的には許可期間が 10 年となっている中で、「何故、発電水利というものについてだけ 30 年という超長期の期間としていなければならないのか、その点を明確にしなければ、今の時点で 30 年の制度というものを維持する理由はないのではないか。」ということ。

このことをしっかりとした議論をしたうえで、「今後に向けて、例えば、発電水利の特質を考えての経過措置をどうするか」とか、「重大な違反にあった人と、そうでない人とは区別すべきなのか、どうなのか」という議論が出てくるはずなので、まずは、これまで 30 年にしてきたその理由が「現時点において本当にその理由として妥当とするのかどうか」というところに大きな問題意識を持っている。

当方の許可期間の考え方は、期限の到来によって期間の満了ということではない。この水利使用は公益に関する重大なものだから、一定のスパンでその許可について再検討する、再検討の節目でしかない。

従って「公益性が高いから」とか「事業が大きなコストだから」という議論とは必ずしもリンクしないものではないのか、という問題意識を持っている。

また先程、期間の見直しについては、「発電事業者の負担増になる」、「公益事業に支障がある」といった趣旨のご発言があったと思うが、であるからこそ、発電事業には地域制が認められ、認可の料金制というものがあるはずなので、もし正当な議論をして、正当なコストが発生するのであれば、当然それは、電力料金の検討の中で解消されるべきものであって、当該地域のみ、あるいは他の水利の不利益という形で整理されるべき問題ではない。

こういうことを、問題意識として事務局は考えている。ご議論いただければ大変ありがたいと思う。

<電気事業連合会>

- 流水占用料の負担について、17 年度の実績では、電力 10 社で、年間 267 億円とかなり高額の負担をしているところ。また、上水あるいは農業、それについては過去から減免とされているところ。電力については、こういう負担がある中で「他の水利と一緒に、10 年ということなのか」という点をどう考えるのか少し悩んでいる。
- 遊休事例について、私どもも調べたところ、国交省から指摘のあった栃生発電所の一例を確認した。この発電所は、T8 年に当初許可で現許可期限は H19 年。S42 年からデータの報告を始め、それ以降、許可更新あるいは現許可の 2 回の中で、今回、このようなデータの改ざん事案が見つかったと認識している。栃生の場合、実態の能力以上のものを申請し許可されていたというもの。この事例は発電開始した以降、事情が変化して遊休水利権が発生しているという事象があったというものとは違うのではないかと考えている。相当の長期及び水量の水使用を念頭に発電事業を開始しているので、途中で水使用が顕著に減るということは、よほどのことがない限り発生しないと考えている。

また、栃生発電所は、「違反行為継続中に更新時審査を経ていない」と位置づけられているが、昭和 42 年から継続しているので更新審査はまたいでいる。当方の調査では 15 の重大事案中少なくとも 6 事案は、不適切事象の途中で更新審査が入っているものと認識。ただし、電力会社の方から不祥事について届け出てはならず、大変恥ずかしく申し訳ない。このことに関しては全く言い訳をするつもりはないが、

「更新時審査を経ていない」という事実関係は違うということをご指摘させていただきたい。

- 小水力発電への投資については、まさに非常に小さいものしかできないという状況がある。1,000kW が RPS 法の境だが、1,000kW の発電所をつくるのに、場所によって異なるが、大体 10 億円から 15 億円というところ。kW 単価でいえば 100 万円から 150 万円、大型のものに対してはるかに高いということは事実であり、長く使っていくためには、メンテ費用も非常に掛かるのが実態。
- 耐用年数については、一律 57 年であり、投資回収は大体 30 年から 60 年、平均して 40 年前後。投資回収期間は会社によって違う。
- 原子力と火力の水利使用の件について、当方の調査において河川水を使用しているのは、復水器の冷却というような大きなものについて北海道電力の石狩川水系の 2 つの火力発電所の 2 件であり、レアケースと認識。さらに「水の使い方が全く水力発電とは違う」ということ、「減水区間はない」ということで性質が違うのではないかと考えている。
- 発電単価について、国の電気事業分科会で報告された公式な資料によれば、電源別の発電単価は、水力は 10.6 円、原子力 7 円、石炭火力 7.2 円であり、前提となる運転期間は、水力は 40 年、火力は 15 年、原子力は 16 年である。要するに長期間運転することを前提として初めて経済性が出てくることは、こうした数値から明らかと考える。
- 自主点検結果について、事業者としては全く言い訳の余地はないと受け止めている。

そもそも不祥事の件数が多いが、これは対象範囲を決めず、過去に遡って、何でも出すということで、70,000 人以上のヒアリングで、洗いざらい出てきたという結果と認識。中には、国交省の資料にもあるように、非常に重大な違反もあるが、「手摺り」「看板」の設置等の届出がなかったというような案件も多く含まれており、数だけで全てが悪質というところは、少し辛いかな、と思う。また、住民の皆様方にとって、直ちに発電設備の安全性について危惧するような事例はなかったと判断している。

設備においては、明治時代から使っているようなものが多く、発電機は取替えても取水設備といったものは、設置した当初から基本的には変更がない。それを昭和 26 年に今の電力体制になって引き継いだものが多い。このような設備に関わるものについては、引き継いで慣例的にやってきたところも、ままあるというところは申し上げたい。それでも、今回の不適切事象については、特に地域の皆様方の期待を裏切ることになったことについては、真摯に反省しているところ。

<委員>

- 河川行政は他の行政と比べると時間の進み方が遅かったが、ようやく事務局が目覚められたのかなというのが私の印象。一方その監督対象である電気事業者がどういものなのかということが、もう一つ課題と思う。いろんな法令違反があって再発防止策を立てているが、今日のご説明を伺った限りではかなり抽象的なもので、内部告発的なもの・外部取締役を取り入れているなど本当にちゃんとした改革になっているのかというのが必ずしも伝わってこなかった。

例えば会社法が全面的に適用されているのかご教示頂きたい。

しかしながら、コンプライアンス遵守のための改革を行っていると言っているが、成果を上げる手法としては、自立的に実施する手法と、わりと古いタイプの行政の場合は、行政が民間事業者に対して古いタイプの規制をかけていくという手法がある。多分ここが議論の一番最初の話の流れなんだろうと思う。

そうすると河川局がそれなりに関与していくことは、おそらく発電会社の特性にあったところがあるんじゃないかということが一般的には言える。

コンプライアンス体制、再発防止策といろいろとやっているという割には許可期間の30年から10年への見直しという提案には「平にご容赦いただきたい」とレスポンスだけであり、それではちょっと通らないのではないかというのが私の印象。会社法の点とこの点についてお答えいただきたい。

<電気事業連合会>

- 会社法については、平成18年から全面適用になっている。先程ご指摘の、例えば独占、規制産業だからコストも全面転嫁という話があったが、全面自由化、自由化の議論が進んでいる中で、規制分野は今私ども3割程度にとどまっており、7割は普通の会社と同じ事業展開が原則となっている。
- 許可期間の見直しに関し、これを受けるのが今の電力会社の置かれる立場からして素直ではないのかというご指摘については、そういう意見が出ることは仕方がないが、私どもとしては、やはり更新の段階で不安定になるのではないかというのが私どもの懸念。そういったようなバランス、水力発電の持っている意義、あるいは考え方、それ以外の価値、それからある意味で日本全体としてのエネルギーセキュリティ、これを地元の方との意見の調整をさせていただく中で、ギリギリの調整ができてやってきたのが許可期間30年という整理されたルールだと思っている。今の発電事業のビジネスが、それをベースにつくりあげてきた中で、事後的に変更されることは、事後展開に想定しがたいとんでもない問題があった、あるいは河川そのものに抜本的に変化があったということであれば、一から議論ということだと思うのだが。

<委員>

- 今回の重大な違反に対して、期間の見直しが必要とのこと。そして今回の見直しというのは、不適切な事案を発見・是正するためという理由をあげているわけだから、ただ単純に期間を短縮することが合理的なのか。
つまり、問題があって、事後的に期間を短くするということ、こういう制裁的でもって不正事案を早く発見するとか、あるいは法律をきちんと遵守するような体制を会社側にとるように促すことになるのか、疑問が残る。
ルールを定めて、企業は其中で動いているわけだから、突然ルールを変えて「だからお前たち期間30年でなく10年だ」と言われてしまうと、企業は当然のこと、社会的にも許容されないと思う。企業は、基本的に合理的に行動しているので、とりあえずルールはルールとして事後的に手を加えるべきではない。もし手を加えるとすれば、その適用は、これからのこととすべきである。それを前提に、不適切な事案を発見・是正することを目的とするならば、例えば、「30年期間を与え、その期間中に不正があった場合には10年に短縮する」という不利益

処分ルールを作って明確にしておくべきであろう。また早い段階で企業側より不適正な事案を発見し報告があれば、その措置を軽減するというようなルールを明文化しておくべきであろう。こうすることで、企業は「10 年になったら大変だな」ということで、真面目に行動する、真面目に報告することになると思う。

- 2 番目の質問として、今日、両町長から実情をいろいろとご説明いただいたが、水の問題だけではなく構造的な問題があると感じた。

地方自治体と言うのは、全国どこも同じような状況になりつつあるということだが、制度に関しては、例えば流水占用料にしても交付金にしてもとりあえず都道府県に行く訳で、本当に市町村までそうした交付金が行っているかどうかは分からない。交付金も、あるものについては、初期の段階では出るけど 45 年過ぎたら出なくなるという仕組みになっている。しかも、固定資産税というのは減価償却していく訳だから、時間が経てば経つほど地域に落ちるお金が少なくなる。そもそもこうした構造的な問題があるから、市町村は苦しくなっている。

だから先程、町長から指摘があったが、ダムとか発電所を造ったらその自治体も荒んでいく、滅びるという言い方をされた。しかしながらこの構造的問題は、30 年を 10 年にしたら解決できるものなのか。

要は、「構造的な問題をどう解決するのか」という問題は、利用許可期間の問題というよりも、日本全体の、あるいは都道府県と市町村の間の問題ではないかと思う。国は、これにどう対応していくのか。

- 仮に 10 年毎の更新となると、財政的に厳しくなっている市町村があるわけだから、事業者は、地元調整で色々苦労することになる。おそらく、事業者側は、この点を懸念しているのではないか。両町長のおっしゃるとおり、地域の河川環境の回復こそが重要ということは、その通りである。環境を配慮してきちんと対応して欲しいという議論であれば、許可期間の議論でなくてもできるのではないか。例えば、現在、SR の規格つまり企業社会責任の規格というのができつつあり、2010 年に発行する予定である。これに従って、企業は利害関係者との対話を図らなければならない、説明をしなければならない。そういう場で、環境上の問題を指摘し、改善をお願いすることも可能となろう。

<委員>

- 二人の町長から訴えられたことに答えが出ていない。

それに、写真を見せて「このような状態になっていますよ」という地元の現状に対し、どなたからも回答がなく、お二人とも非常にご不満のままで帰られるのではないか。

是非色んな形で答えていただきたい。

ご指摘の中で二つの河川にあるダム・発電所について、2 年あるいは 3 年、更新の話が続いていて、更新がされていないという話があった。つまり、今のままの状態が続けば、全国いたる所でこのような事態になってしまうのではないか。それはまさに、安定的な電力の確保という意味での支障になるのか、ならないのかということを電事連の方にお尋ねしたい。

それから、この中断したというか、更新できないままになっているという状態をどういう風にとらえているのかは国土交通省の方にもおたずねしたい。

つまり、この 30 年というルールを「100 年ルールにするのか」あるいは「10

年ルールにするのか」あるいは「何もしないのか」、「それが今後どういう支障がおきてくるのか」を、水利という面から、あるいは、電力の供給という面からも同じだが、心配されることがあったら中心に議論していく必要があると思っている。

＜ダム・発電関係市町村全国協議会＞

- 私どもが申し上げているのは、現実には河川が荒れた状態になっており、それを回復して欲しいということである。だから堆砂の件を一つの例として申し上げた。更新時をとらえて、特別なことを要求するという考えはなく、地元調整に問題を集約させるような議論の矮小化はしないで欲しい。
- 地元では、今回の不適切事例は、今、食品業界で出ている偽装問題と同じだと思っている。それだけ企業倫理が落ちたということである。
- しかし、不適切事案だけを取り上げて、30 年を 10 年にしてくれというのが、地元の意見ではない。一度協議を行うと次回は 30 年後ということであれば、当時の協議関係者は生きていないことさえありえる。そのような長期の期間にわたり、河川の環境や堆砂等の課題が出てくる中で、地元の意見を反映した見直しを行う機会もない仕組みがあってもいいのか。
- 電力について言えば、例えば小水力に対しても、地元は、国に陳情もし、エネルギー庁の調査に協力する等、一生懸命協力している。そして、適切な維持流量は出していただき、環境を保持しながら、電力を供給する地域として共存していきたいということが、みんなが願っていることである。そういう中であって、せめて 10 年くらいのスパンで、地元と企業が協調しながらでなければ、電力を守っていけないということであり、今後も 30 年ということであれば、これから協議会としては同意し難い。